

大規模災害発生時の救助関係機関の動き

警察法第60条〈援助の要求〉

警察

—警察災害派遣隊—

被災地の都道府県公安委員会の援助要求に基づき、全国の警察から派遣されます。「即応部隊」が発災直後の救出救助、捜索、緊急交通路の確保、身元調査などに従事します。



自衛隊法第83条〈災害派遣〉

自衛隊

—災害派遣部隊—

県知事等の要請に基づき派遣されます。「初動対処部隊 (FAST-Force)」が発災直後の人命救助を優先しつつ、地方公共団体等と連携し捜索救助に当たるほか、水防、医療、防疫、給食給水、人員・物資輸送などに従事します。



消防組織法第44条

消防

—緊急消防援助隊—

被災地からの要請を受け、消防庁長官の指示等に基づいて全国の消防機関から派遣されます。部隊は「指揮支援部隊」「都道府県大隊」「水上・航空部隊」等で構成され、人命救助、消火、救急救助などに従事します。



01 災害発生

02 津市内の救助機関による救出・救助活動の実施

災害発生から迅速に、津市内に所在する機関が被害状況の調査・把握、人命救助活動に従事します。

- ☑ 陸上自衛隊第33普通科連隊
- ☑ 三重県津警察署、津南警察署
- ☑ 津市消防本部、各消防署

12hr

03 広域応援部隊による救出・救助活動の実施

12時間後をめどに安濃S Aに広域応援部隊が集結。その後、市災害対策本部からの情報に基づき、市内の各部隊とともに救助活動に従事します。

- ☑ 自衛隊 災害派遣部隊
- ☑ 警察災害派遣隊
- ☑ 緊急消防援助隊

伊勢自動車道
安濃サービスエリア

安濃中央
総合公園

中勢
グリーンパーク

メッセウイング
・みえ

河芸
町民の森公園

